

豊山町緑の基本計画

【改訂版】

豊 山 町

目 次

序章 緑の基本計画の改訂にあたって	1
第1章 緑の基本計画とは	
1 緑の基本計画とは	2
2 緑の定義	2
3 緑の基本計画策定の目的と背景	3
4 計画の位置づけ	4
5 都市における「緑」の役割	5
第2章 緑の現状と課題	
1 現況把握	6
2 上位・関連計画との整合性	15
3 前回緑の基本計画の総括	28
4 町民の意向	33
5 機能別にみた課題の整理	35
第3章 緑の将来像及び基本方針	
1 緑のまちづくりの目標	38
2 基本理念及び緑の将来像	38
3 緑の基本方針	41
第4章 計画のフレーム及び目標水準	
1 緑を生かす・結ぶ目標	42
2 緑を守る目標	42
3 緑を育む目標	44
4 都市公園等の管理の方針	44
第5章 緑地の配置及び緑地に関する具体的施策	
1 施策の体系	45
2 具体的施策	47
第6章 実現化方針	
1 計画の実現へ向けて	51
2 計画の進捗管理	53

序章 緑の基本計画の改訂にあたって

1 これまでの経緯

豊山町では、平成 8 年 3 月、緑の基本計画を策定しました。この計画は、目標年度を平成 22 年として、計画の進捗度を確認するために、5 年後（平成 12 年）、10 年後（平成 17 年度）を中心年次としています。

その後わが国においては、少子・高齢化社会がさらに進展し、人口が減少へと転じる動きを見せています。また、ヒートアイランド現象等の環境問題が深刻化し、気候変動への対応や生物多様性への配慮が国際的な課題となるとともに、東日本大震災をはじめ、台風、集中豪雨等の大規模災害の頻発等を経験するなか、国においては、平成 28 年度に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」が新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方を取りまとめました。

また、平成 29 年度には、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するためには都市緑地法等の一部改正が行われました。

これらの動向を反映して、愛知県においては、新たな制度への対応、自然災害や人口減少と少子高齢化への対応、生物多様性の保全等へ対応するために、『愛知県広域緑地計画』が改訂されました。また、本町においては、町の現状課題等に対応するために『豊山町第 5 次総合計画』や『豊山町都市計画マスタートップラン』の改訂が行われました。

2 改訂の背景

こうした社会背景や上位計画・関連計画の変化の概要については、第 1 章において整理していますが、平成 8 年の当初計画策定から 24 年を経て、さまざまな課題変化に適切に対応していくためには、これまでの施策の進捗状況を踏まえた形で当初計画の内容を見直す必要があるとともに、豊山町の緑の基本計画の実現に向けた取組を、さらに推進させていく必要があります。

こうしたことから、府内へのヒアリングや緑に関する知見を有する学識者へのヒアリング等において検討を行ったうえ、『豊山町緑の基本計画

（以下、「緑の基本計画」という。）』を改訂することとしました。

第1章 緑の基本計画とは

1 緑の基本計画とは

近年の環境問題に関する関心の高まりや自然とのふれあいに対する国民のニーズに応え、都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の目標の下に、都市公園の整備、特別緑地保全地区の決定など都市計画制度に基づく施策と、民間建築物や公共公益施設の緑化、緑地協定、ボランティア活動、各種イベント等都市計画制度によらない施策や取組を体系的に位置づけ、官民連携の下、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図ることが必要です。

緑の基本計画制度は、地域の実情を十分に勘案するとともに、施設の管理者や住民などの協力を得つつ、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開することを目的として、住民に最も身近な地方公共団体である市区町村が総合的な都市における緑に関するマスタープランとなる基本計画を策定できることとしたものです。（都市緑地法運用指針平成30年4月1日改正）

2 緑の定義

緑の基本計画で対象とする緑や緑地を、「新編緑の基本計画ハンドブック」で示されている緑地の分類を参考として、以下のように定義します。

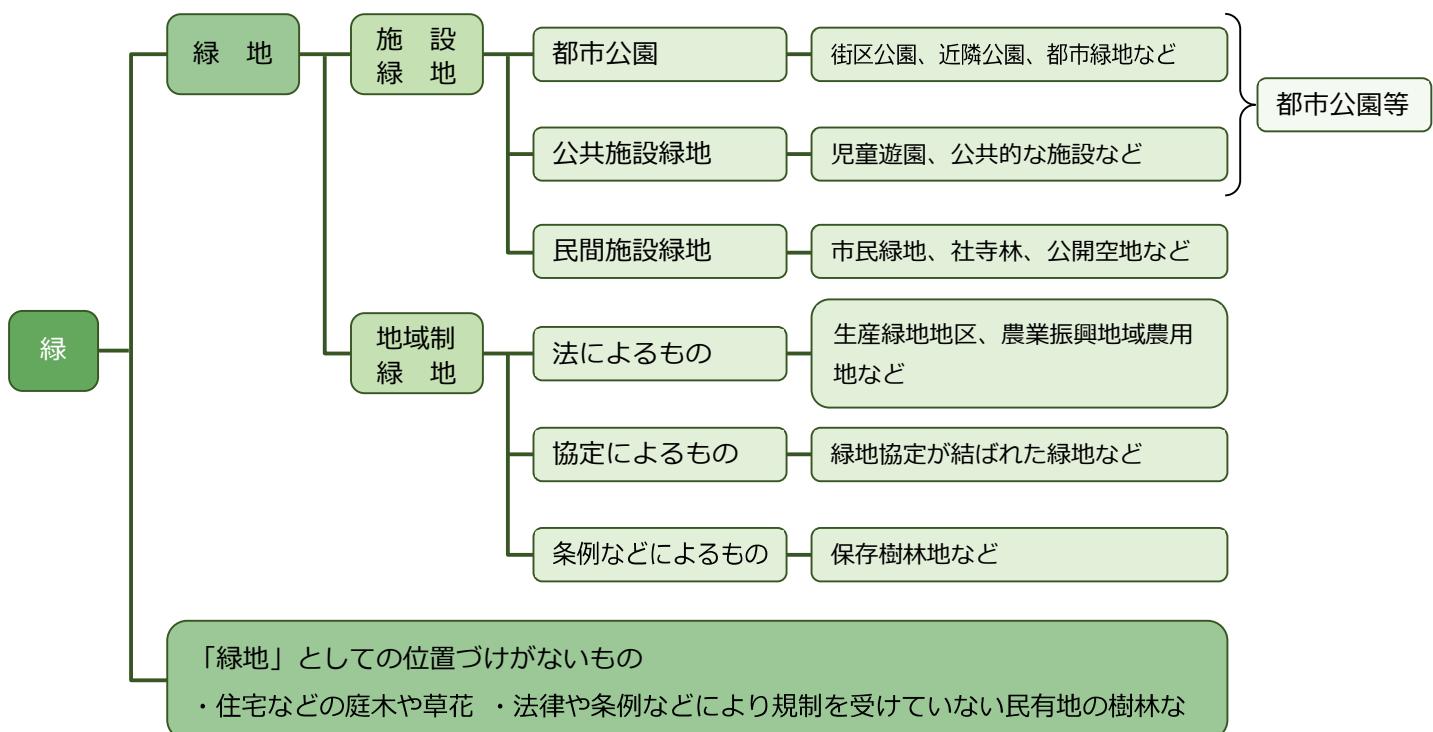
■ 「緑」とは

水面や水辺（河川）、農地（田、畠、植木畠）、樹林地、公園・緑地、施設の緑（庭、屋上緑化、壁面緑化など）を指します。

■ 「緑地」とは

樹林地、水辺などのうち、公園や広場など、一般に利用できる施設として確保されている土地の区域（施設緑地）や法律、条例などに基づく制度によって、土地利用や開発などが制限されている土地の区域（地域制緑地）を指します。

■ 「緑」と「緑地」の区分



3 緑の基本計画策定の目的と背景

(1) 目的

前回緑の基本計画は平成8年3月に策定され、24年あまりが経過しました。その間、国においては都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画が、まち・ひと・しごと創生法によりまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、これからの都市計画はその法改正の趣旨に沿って進めることができます。

愛知県においては、平成30年度に『名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（名古屋都市計画区域マスタープラン）』（以下、『名古屋都市計画区域マスタープラン』という。）が策定されました。また、『愛知県広域緑地計画』についても、平成31年に見直されました。

本町の最上位計画である『豊山町第5次総合計画』の策定（令和2年度）と昨今の社会情勢や自然環境などの変化に加え、これまでの施策などの検討及び実施状況を踏まえ、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開することを目的として策定するものです。

(2) 背景

緑の基本計画の改訂にあたり、時代潮流や緑に関わる法制度の改正、本町の上位関連計画について、以下に整理します。

1) 時代潮流

少子高齢化による人口減少時代に入り、これまでのように人口増を前提とした成長発展を目指すまちづくりから、健康長寿社会における健康寿命の延伸、誰もが安心して暮らせる環境、暮らしの質の向上に着目したまちづくりへの転換が求められています。コンパクトシティの形成や既存ストックの活用、整理合理化を踏まえた都市機能の更新といった持続可能な社会システムの構築が求められています。

また、自然災害（東日本大震災・熊本地震などの大規模地震、集中豪雨など）に対する防災・減災への意識の高まりから自然災害への備え、環境負荷の低減が求められています。

こうした時代潮流の変化に対応した都市のあり方については、2015年国連サミットにおいて、『地球上の誰一人取り残さない社会づくりを通じて持続可能な世界を実現するための国際目標』（SDGs）として採択されています。この目標へ向けて本町においても、持続可能な社会へ向けての取組が求められています。

2) 法制度の改正

国においては平成28年4月の社会資本整備審議会の「新たな時代の都市マネジメント小委員会」において、今後の都市公園等のあり方として、ストック効果の向上、官民連携の加速、都市公園等の一層柔軟な活用などの方針が示されました。

また、平成29年度には都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するために都市緑地法などの一部改正が行われました。

3) 上位・関連計画

本町のまちづくりの方向を示す基本となる『名古屋都市計画区域マスタープラン』をはじめ『愛知県広域緑地計画』『豊山町第5次総合計画』『豊山町都市計画マスタープラン』を上位計画とし、その他関連計画と整合を図ることとします。

4 計画の位置づけ

(1) 計画期間

緑の基本計画は、本町の長期的なまちづくりの方向を示す基本となる『豊山町第5次総合計画』や、本町の定める都市計画の指針となる『豊山町都市計画マスタープラン』を上位計画としています。これらと整合をとるため、令和3年度から10年間の令和12年度末を計画期間とします。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、都市緑地法第4条に規定された緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として定めるものです。

5 都市における「緑」の役割

「緑」には多様な機能がありますが、本町における「緑」について、時代潮流や緑に関わる法制度の動きを踏まえ、都市における「緑」の役割を整理します。

○環境保全機能

気候変動（地球温暖化）など地球環境や都市構造の問題からの視点

- ・緑の二酸化炭素吸収能力の維持増進や緑被による地表面の温度上昇の抑制
- ・緑の適切な保全と緑化の推進
- ・生物多様性の確保

○レクリエーション機能

レクリエーション及び観光の場としての視点

- ・屋外におけるスポーツや緑とのふれあいを通じた健康と心の豊かさの維持増進

○防災機能

防災の視点

- ・避難場所等のオープンスペースの確保
- ・風水害、地震、延焼火災等への対応（防風、水害の抑制、農地の遊水機能、延焼遮断等）

○景観形成機能

都市景観としての視点

- ・豊山町らしい景観の保全と継承
- ・良好な緑環境の創出による快適なライフスタイルの創出

○交流促進機能

緑を通じた住民協働の場という視点

- ・暮らしやすさの維持、向上には住民の協力が必要であることの合意形成
- ・緑に関わる住民活動を通じた住民交流の促進、情報発信によるシティプロモーション

第2章 緑の現状と課題

1 現況把握

(1) 地目別土地利用

平成 21 年から令和元年までの 10 年間の土地利用の農地と森林を比較すると、農地は約 25ha 減少しています。

表 土地利用の推移

行政区域 面積 (ha)	農地 (ha)			行政区域面積 に対する割合 (%)	森林 (ha)			行政区域面積 に対する割合 (%)
		田	畠			国有林	民有林	
H21	619	94	81	15.6	-	-	-	0
R1	618	69	55	11.1	-	-	-	0
差 (R1-H21)	-1	-25	-26	1	-4.5	-	-	0

資料：土地に関する統計年報(平成 21 年版・2019 年版)

(2) 施設緑地及び地域制緑地

1) 緑に関する法規制の状況

本町においては、森林法による保安林や地域森林計画対象民有林ではなく、農業振興地域についても指定されていません。

2) 施設緑地及び地域制緑地の状況

都市公園は、街区公園として林先公園、地区公園として臨空公園（神明公園）が整備され、一部の児童遊園が廃止されたことにより公共施設緑地が減少したものの、都市公園等としては約 3.8ha 増加しました。

民間施設緑地及び地域制緑地は変わらず、緑地全体としては約 3.8ha 増加しました。

表 施設緑地及び地域制緑地の状況

区分		平成2年4月	令和2年4月	備考
	都市計画区域 (ha)	都市計画区域 (ha)		
施設緑地	都市公園	—	4.45	
	公共施設緑地	11.18	10.64	児童遊園等
	民間施設緑地	2.10	2.10	
地域制緑地	法によるもの	9.10	9.10	河川区域
合 計		22.38	26.29	

図 緑地現況図

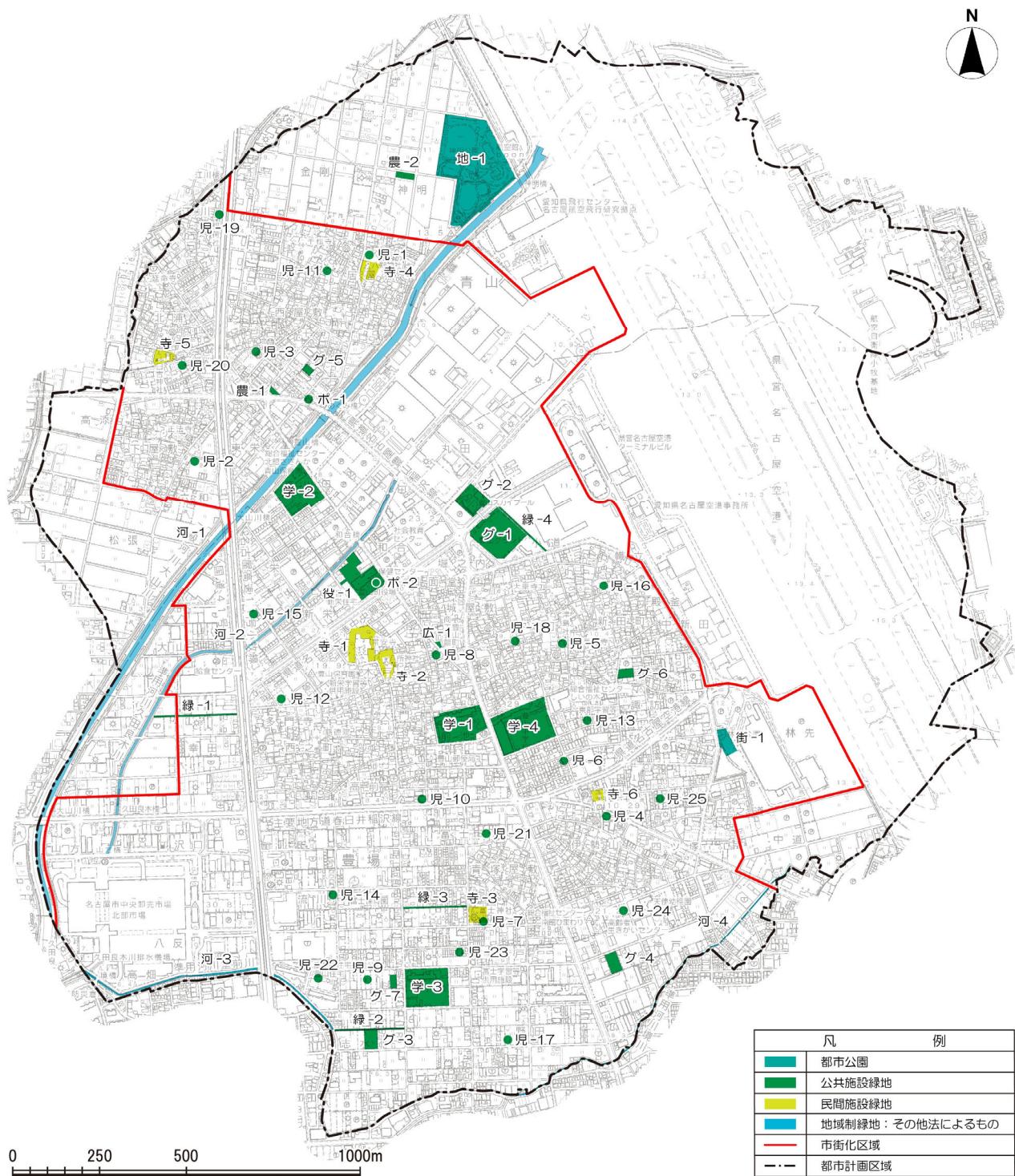


表 緑地現況量

番号	区分	種別	名称	現況 (ha)		備考
				市街化区域	都市計画区域	
街1	都市公園	街区	林先公園	0.25	0.25	
街区公園 合計				0.25	0.25	
地1	都市公園	地区	神明公園		4.20	
地区公園 合計				0.00	4.20	
都市公園 合計				0.25	4.45	
緑1	公共施設緑地	緑道	中庄路幸田緑地	0.10	0.10	
緑2	公共施設緑地	緑道	杉の木志水緑地	0.08	0.08	
緑3	公共施設緑地	緑道	杉の木富士緑地	0.07	0.07	
緑4	公共施設緑地	緑道	町道459号線	0.10	0.10	
緑道 合計				0.35	0.35	
ホ1	公共施設緑地	ホケットパーク	ホケットパーク（東栄歩道橋）	0.01	0.01	
ホ2	公共施設緑地	ホケットパーク	ホケットパーク（保健センター）	0.01	0.01	
ホケットパーク合計				0.02	0.02	
農1	公共施設緑地	貸し農園	青山農園	0.03	0.03	
農2	公共施設緑地	貸し農園	神明レジャーナ農園		0.09	
貸し農園 合計				0.03	0.12	
児1	公共施設緑地	児童遊園	青山上児童遊園	0.12	0.12	
児2	公共施設緑地	児童遊園	下青山児童遊園	0.02	0.02	
児3	公共施設緑地	児童遊園	九十野児童遊園	0.04	0.04	
児4	公共施設緑地	児童遊園	伊勢山児童遊園	0.03	0.03	
児5	公共施設緑地	児童遊園	新田児童遊園	0.04	0.04	
児6	公共施設緑地	児童遊園	諏訪子ども会広場	0.02	0.02	
児7	公共施設緑地	児童遊園	青塚総合児童遊園	0.04	0.04	
児8	公共施設緑地	児童遊園	産業文化会館児童遊園	0.02	0.02	
児9	公共施設緑地	児童遊園	志水児童遊園	0.09	0.09	
児10	公共施設緑地	児童遊園	高前東部児童遊園	0.03	0.03	
児11	公共施設緑地	児童遊園	青山児童遊園	0.09	0.09	
児12	公共施設緑地	児童遊園	新栄西部児童遊園	0.11	0.11	
児13	公共施設緑地	児童遊園	諏訪児童遊園	0.02	0.02	

番号	区分	種別	名称	現況 (ha)		備考
				市街化区域	都市計画区域	
児14	公共施設緑地	児童遊園	西之町2児童遊園	0.03	0.03	
児15	公共施設緑地	児童遊園	栄児童遊園	0.06	0.06	
児16	公共施設緑地	児童遊園	新田北部児童遊園	0.18	0.18	
児17	公共施設緑地	児童遊園	青塚南部児童遊園	0.04	0.04	
児18	公共施設緑地	児童遊園	中之町児童遊園	0.02	0.02	
児19	公共施設緑地	児童遊園	稻荷児童遊園	0.02	0.02	
児20	公共施設緑地	児童遊園	中稻児童遊園	0.07	0.07	
児21	公共施設緑地	児童遊園	富士児童遊園	0.08	0.08	
児22	公共施設緑地	児童遊園	志水西部児童遊園	0.06	0.06	
児23	公共施設緑地	児童遊園	下戸児童遊園	0.03	0.03	
児24	公共施設緑地	児童遊園	神戸児童遊園	0.07	0.07	
児25	公共施設緑地	児童遊園	若宮児童遊園	0.07	0.07	
児童遊園 合計				1.40	1.40	
グ1	公共施設緑地	グランド等	豊山グランド	1.43	1.43	
グ2	公共施設緑地	グランド等	豊山スカイプール	0.57	0.57	
グ3	公共施設緑地	グランド等	志水ふれあい広場	0.20	0.20	
グ4	公共施設緑地	グランド等	伊勢山スポーツ広場	0.21	0.21	
グ5	公共施設緑地	グランド等	青山ゲートボール場	0.09	0.09	
グ6	公共施設緑地	グランド等	東部ゲートボール場	0.12	0.12	
グ7	公共施設緑地	グランド等	志水テニスコート	0.11	0.11	
グランド等 合計				2.73	2.73	
広1	公共施設緑地	広場	豊山町メモリアル広場	0.06	0.06	
広場 合計				0.06	0.06	
学1	公共施設緑地	学校グランド	豊山小学校	1.37	1.37	
学2	公共施設緑地	学校グランド	新栄小学校	1.12	1.12	
学3	公共施設緑地	学校グランド	志水小学校	1.32	1.32	
学4	公共施設緑地	学校グランド	豊山中学校	1.65	1.65	
学校グランド 合計				5.46	5.46	

番号	区分	種別	名称	現況 (ha)		備考
				市街化区域	都市計画区域	
役1	公共施設緑地	役場	豊山町役場	0.50	0.50	
役場 合計				0.50	0.50	
公共施設緑地 合計				10.55	10.64	
都市公園等 合計				10.80	15.09	
寺1 寺2	民間施設緑地	寺社境内地	常安寺 八所神社	1.10	1.10	
寺3	民間施設緑地	寺社境内地	富士社（青塚古墳）	0.20	0.20	
寺4	民間施設緑地	寺社境内地	八劔神社	0.40	0.40	
寺5	民間施設緑地	寺社境内地	日吉神社	0.20	0.20	
寺6	民間施設緑地	寺社境内地	神明社	0.20	0.20	
寺社境内地 合計				2.10	2.10	
民間施設緑地 合計				2.10	2.10	
施設緑地 合計				12.90	17.19	

番号	区分	種別	名称	現況 (ha)		備考
				市街化区域	都市計画区域	
河1	地域制緑地	河川区域	大山川	3.00	7.50	
河2	地域制緑地	河川区域	久田良木川	1.50	1.50	
河3	地域制緑地	河川区域	堂前川	-	-	
河4	地域制緑地	河川区域	境川	0.10	0.10	
河川区域 合計				4.60	9.10	
地域制緑地 合計				4.60	9.10	

(3) 農地転用件数及び面積の推移

農地法に基づく農地転用は、平成 21 年は 31 件、1.3ha でしたが、令和元年は 49 件、2.0ha でした。

表 農地転用状況

区分 年度	件数 (件)	面積 (ha)	田		畠	
			件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)
H21	31	1.3	27	1.2	4	0.1
R1	49	2.0	37	1.8	12	0.2

資料:豊山町統計資料集(平成 22 年版・令和2年版)

(4) 緑被現況

豊山町全域における農地の植物で覆われたと考える緑被地の面積が令和元年で約 69ha であり、緑被率（町全域面積に対する緑被地面積の占める割合）は 11.1%となります。

また、平成 21 年から令和元年までの 10 年間で、緑被率は平成 21 年度数値に対しての減少数値の割合が 28.8%と、概ね 3 割未満の減少となっています。

表 緑被率(町全域面積に対する緑被地面積の占める割合)

	行政区域面積 (ha)	農地 (ha)	行政区域面積に 対する割合 (%)
H21	619	94	15.6
R1	618	69	11.1
差 (R1-H21)	-1	-25	-4.5
割合 (差/H21) (%)	-	-	-28.8

資料:土地に関する統計年報(平成 21 年版・2019 年版)

(5) 道路の緑化状況

町内道路においては、中低木や高木により緑化されています。

表 街路樹一覧表(主要地方道)

No.	中低木	高木
主-1	ハクチョウゲ	メタセコイヤ

表 街路樹一覧表(県道)

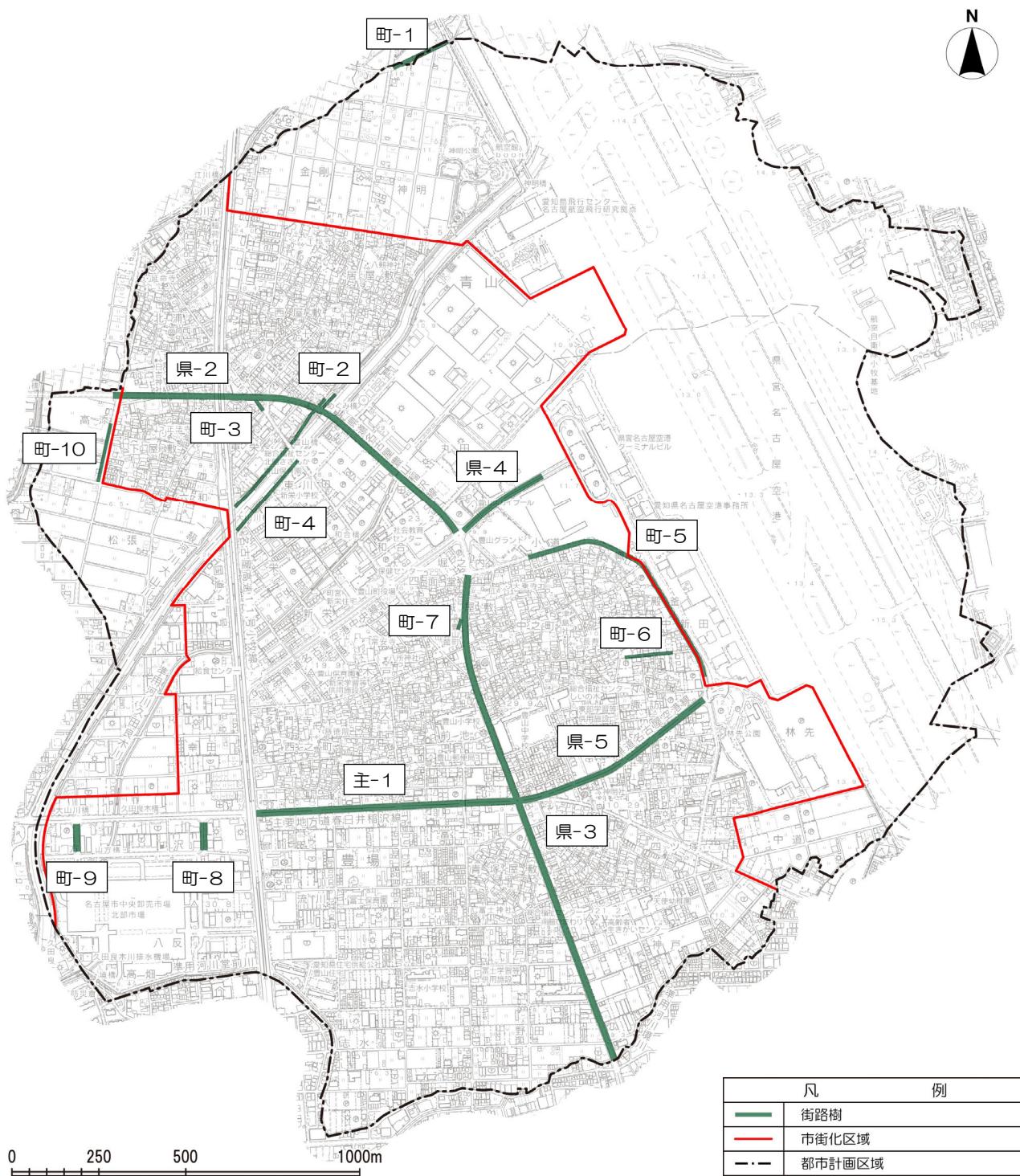
No.	中低木	高木
県-1	ヒラドツツジ	ケヤキ
県-2	ヒラドツツジ、サルスベリ、ハナミズキ	ケヤキ
県-3	ヒラドツツジ、ハナミズキ、サザンカ	サクラ
県-4	ハクチョウゲ	メタセコイヤ

表 街路樹一覧表(町道)

No.	植栽面積	中低木	高木
町-1	115.0 m ²	ヒラドツツジ 75 本	
町-2	77.4 m ²	ヒラドツツジ 45 本	シラカシ 4 本
町-3	55.7 m ²	ヒラドツツジ 164 本、カンツバキ 40 本	
町-4	516.4 m ²	ハナミズキ 109 本、アベリア 36 本、フジ 1 本、ナンキンハゼ 2 本、サザンカ 2 本、アジサイ 83 本、サツキツツジ 423 本	クスノキ 1 本、アラカシ 1 本、ソメイヨシノ 6 本、シダレザクラ 6 本
町-5	364.8 m ²	キリシマツツジ 1287 本、ヒラドツツジ 582 本、アベリア 370 本、サザンカ 50 本、ソメイヨシノ 24 本	ソメイヨシノ 24 本
町-6	34.2 m ²	キリシマツツジ 168 本	
町-7	19.9 m ²	ヒラドツツジ 80 本	
町-8	24.3 m ²		トウカエデ 15 本
町-9	16.2 m ²		トウカエデ 10 本
町-10	98.7 m ²	カンツバキ 400 本	

資料:街路樹剪定清掃工(建設課)

図 街路樹現況図



2 上位・関連計画等との整合性

(1) 上位計画の概要

1) 豊山町第5次総合計画

『豊山町第5次総合計画』は、本町の最上位計画であり、まちづくりの理念と目指す将来像を示すとともに、それを実現するための施策を定めています。

■施策の体系



■分野別まちづくり計画（抜粋）

基本施策 2	公園・緑地	(1) 公園・緑地の整備 (2) 公園・緑地の維持管理
3 手づくり人づくり 9 緑地と緑遊歩道 11 緑地整備によるまちづくり 15 緑地整備によるまちづくり		

(担当課) 産業・都市政策課、福祉課、建設課

豊山町のめざす姿

町民がより多くの緑とふれあい、潤いややすらぎを感じることのできる憩いのまちとなっています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①町民1人当たりの公園面積	m ²	2.9 (2018年)	10.0以上
②デイキャンプ場の稼働率	%	20.9 (2018年)	25.0以上
③航空館boon年間入館者数	人	53,503 (2018年)	75,000以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

地域住民に愛される公園・緑地となるよう、アダプトプログラム*などを活用して町民と協力しながら維持管理を行っていきます。

関連する個別計画など

◆豊山町都市計画マスタープラン
(令和2年～令和12年)

施策の内容

(1) 公園・緑地の整備

現状・課題

- ◆本町の公園・緑地は、2つの都市公園と25の児童遊園、緑道、スポーツ広場などの公園・緑地機能を補完する施設で形成されています。地域特性に配慮した公園・緑地の整備及び活用方法を検討する必要があります。

施策の展開方向

- ①地域の特性に配慮しながら、新たな公園整備の検討や既存公園の拡張を進めます。
- ②公共施設及び社寺境内林をはじめとする民有地の緑の保全を推進します。

主な事業　公園・緑地整備事業／緑化木配布事業

(2) 公園・緑地の維持管理

現状・課題

- ◆公園・緑地は住民の憩いの場として今後も適正に維持管理していくことが必要です。また、施設の老朽化に対応するため、定期的な点検・修繕を実施し、長寿命化を図る必要があります。

施策の展開方向

- ①公園・緑地の適正な維持管理を行い、住民や来訪者の憩いの場として魅力の維持、向上に努めます。
- ②アダプトプログラムやPark-PFI※の活用検討など、民間活力の活用可能性も含めて有効活用策を図ります。

主な事業　都市公園管理事業／児童遊園管理事業／航空館boon管理運営事業

2) 豊山町都市計画マスタープラン

『豊山町都市計画マスタープラン』は、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本方針」として、土地の使い方や、道路、公園、下水道等の都市施設、自然環境、景観といった都市を構成する様々な要素の方向性を長期的な視点に立って定めるものです。

(3) 都市施設（公園緑地）の整備方針

【基本的な考え方】

都市公園である臨空(神明)公園を拠点として、一級河川大山川沿いの遊歩道等を活用しながら、町民の憩いの場を整備します。

町内の広い範囲に点在し、町民の憩いの場として貴重な空間となっている、児童遊園や運動施設、緑道等の既存施設や社寺境内林は、地域住民との協働により、その保全と適切な維持管理を推進します。

【公園緑地の方針】

1. 都市公園

既存の都市公園は、効率的かつ適切な維持管理に努め、安全性や利便性を確保し、町民の憩いの場、緑の拠点としての機能を推進します。

また、町内に広く点在する児童遊園や運動施設、緑道等の既存施設については、公園を補完する施設として活用し、適切な維持管理に努め、街区公園・近隣公園の検討・整備を推進します。

2. 水辺の緑の保全

臨空(神明)公園を拠点として、一級河川大山川沿いに、徒歩・自転車専用道路を整備し、水辺と緑に親しむ環境づくりを推進します。また、既存の遊歩道の適切な維持管理を推進します。

3. その他の緑の保全

快適で環境にやさしいまちづくりのため、緑豊かな市街地の形成をめざし、公共施設及び社寺境内林を始めとする民有地の緑の保全を推進します。

また、市街化区域の農地は適切な維持管理を推進し、地域活性化のための活用を検討します。

【参考】都市公園等の整備状況と必要整備量（面積）

本町は、2030年(令和12年)の人口16,400人を前提とした都市公園必要整備量（面積）と既存の施設を量的に比較すると以下の通りとなります。

現状では、臨空（神明）公園4.2ha、林先公園0.25haが整備されており、機能別として地区公園の必要整備量は充実しています。しかし、街区公園・近隣公園といった町民の日常生活の中で頻繁に利用される身近な公園は、不足している状況にあります。

表 都市公園の計算上必要整備量

種 別		将来人口に対応した面積※(ha) A	既存施設面積(ha) b	不足面積(ha) a-b	標準の誘致距離と規模
住区基幹公園	街区公園	1.64	0.25	1.39	250m・2,500m ²
	近隣公園	3.28	0.00	3.28	500m・2ha
	地区公園	1.64	4.20	-	1,000m・4ha
	計	6.56	4.45	2.11	

※街区公園(1m²/人)、近隣公園(2m²/人)、地区公園(1m²/人)で算出。

しかしながら、将来の公園・緑地などの確保については、その目的別の確保は必要とされますが、その後の適正な維持・管理や人口が減少することを想定した上で、その確保などについて検討することが必要とされます。

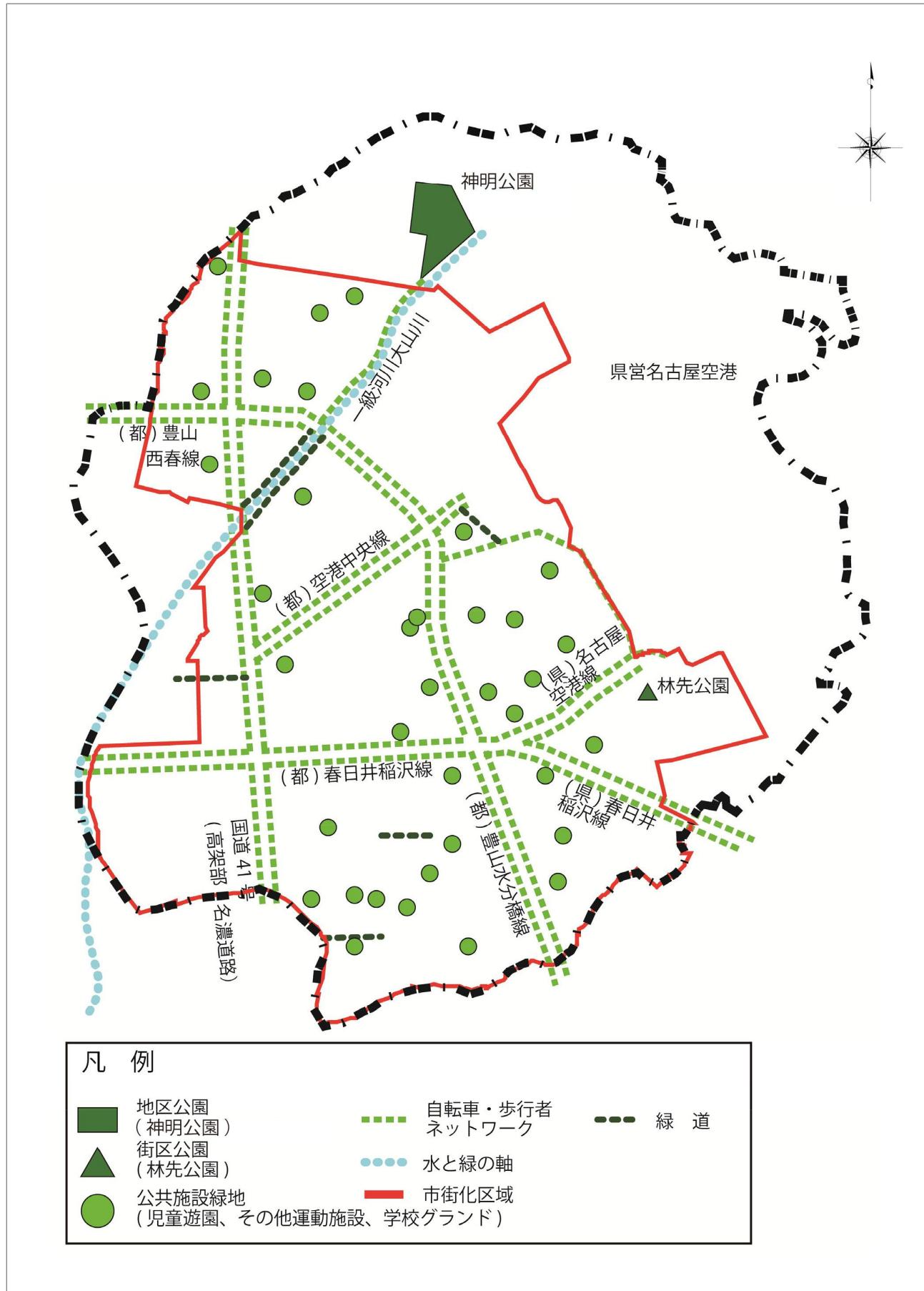
このため、すでに本町においては、都市公園以外の児童遊園25箇所・約1.4haが確保されており、その他にも、豊山グランドをはじめとする他の運動施設が6箇所・2.0ha、学校グランド4校・5.5haなどが活用されていることから、これらの施設で身近な公園の街区・近隣公園の不足量を補うことが想定されます。

表 都市公園及び不足面積を補完している公共施設緑地の一覧

施設名		面積(ha)	箇所数
都市公園	街区公園	0.25	
	地区公園	4.20	
	計	4.45	
公共施設緑地	児童遊園	1.40	25箇所
	その他運動施設	2.00	6箇所
	学校グランド	5.50	小3校・中1校
	計	8.90	
合計		13.35	

※その他の運動施設：豊山グランド、青山・東部ゲートボール場、伊勢山スポーツ広場、志水ふれあい広場、イベント広場の6箇所

図 都市施設(公園緑地)の整備方針図



凡 例

- | | |
|---------------------------------|-------------------|
| 地区公園
(神明公園) | 自転車・歩行者
ネットワーク |
| 街区公園
(林先公園) | 緑道 |
| 公共施設緑地
(児童遊園、その他運動施設、学校グランド) | 水と緑の軸 |
| | 市街化区域 |

3) 名古屋都市計画区域マスタープラン

『名古屋都市計画区域マスタープラン』は、愛知県が一市町村を越えた広域的な見地から、名古屋都市計画区域（名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、飛島村）における区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。

■都市づくりの基本理念

リニア開業によるインパクトを活かし、 多様な産業と高次の都市機能が集積した世界へ飛躍する都市づくり

「元気」

リニア中央新幹線開業に伴うヒト、モノなどの動きの広域化、県営名古屋空港・名古屋港といった交流拠点とその周辺における航空宇宙産業をはじめとする産業の集積など、充実した国際的・広域的基盤を活かした都市づくりを進めます。

「暮らしやすさ」

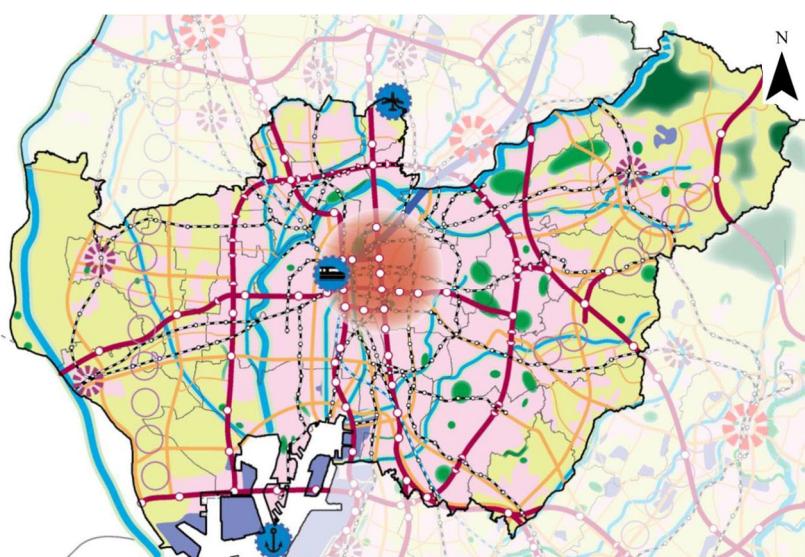
商業・業務施設などの高次都市機能が集積し、都市住民がこれらのサービスを享受できる便利で豊かな都市づくりを進めます。

■都市づくりの目標（抜粋）

⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた主な目標

- 市街地では防災空間や潤いとやすらぎを与えるオープンスペースを確保し、都市農業の振興や良好な都市環境の形成を図るため、地域特性に応じて農地などの緑地の保全や民有地の緑化を推進します。
- 新たな市街地の開発にあたっては、公共施設における質の高い緑地の確保、民有地の緑化の推進、ため池や河川による水辺・緑のつながりの確保などにより、生態系ネットワークの形成に配慮し、豊かな生物多様性を育む都市づくりを目指します。
- 公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。

図 将来都市構想図



4) 愛知県広域緑地計画

■計画の理念

- 緑は、生物多様性の保全、都市環境の改善、防災・減災、レクリエーション、景観形成など、極めて多くの機能を有し、私たちの暮らしはその恩恵の上に成り立っています。また、緑は、人々の五感に働きかけ、ストレス軽減や癒やしなど心理面に作用する機能があることも知られており、私たちの生活と深くかかわり、欠くことのできない存在です。
- これまででは、緑の量の拡大を重点的に進めてきたところですが、これからは、緑の多様な機能が最大限に発揮できるように適切なメンテナンスを行うことや、緑の多様性を維持するための配慮を行うなど、目的に応じて緑の「質」を高めていくことが求められています。
- また、地域の特性にあわせて、多様な主体との連携や協働を充実させて、良好な緑を活用し、魅力的なまちづくりを進めていく視点も重要となってきます。
- そこで、計画の理念を、「緑の質を高め」、「多様な機能を活用」し、良好な生活環境や健康的な暮らし（「豊かな暮らし」）の基盤（「支える」）となる緑を多様な主体と共に連携・協働し、活用していく取組みの推進（「あいちの緑づくり」）を目指し、以下の通りとします。

（計画の理念）

豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり

～緑の質を高め 多様な機能を活用～

■ 3つの緑の基本方針

いのちを守る緑

～基本方針1～

緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり

- 人にとって生き物にとっても「緑」は欠かせない存在であることの共通認識を図り、緑を育む行動へと結びつけます。
- 都市づくりと連携しながら、緑が有する防災・減災機能を発揮し、私たちの安全・安心な暮らしを確保します。
- 水と緑のネットワークの形成と生物多様性の確保に向けた取組をさらに推進し、都市に暮らす私たちが、自然にいきる生き物とともに快適に暮らせるよう、まちと自然が調和した持続可能な都市の緑づくりを目指します。

暮らしの質を高める緑

～基本方針2～

良好な生活環境とQOL（生活の質）を高める緑の空間づくり

- 多様なニーズやライフスタイルがある中で、緑により誰もが居心地が良い空間を創出し、県民の生活の質の向上に資する緑づくりを進めます。
- 心身の健康にとって必要となる自然との触れ合いの場や、公園などのオープンスペースの充実を図ります。
- 四季の移ろいを感じられる花と緑の活用や、自然を身近に感じられる場の創出を図り、風情があり安らぐ緑の空間づくりを進めます。

交流を生み出す緑

～基本方針3～

多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり

- 交流を通じてコミュニティを醸成し、県民の暮らしに彩りを添えることの出来る緑の創出と活用を進めます。
- 愛知らしい固有の緑を効果的に活用・PRすることで、地域の特色を活かした魅力向上を図ります。
- 多様な主体が相互にコミュニケーションを図りながら連携・協働し、緑の魅力やポテンシャルを引き出す緑づくりを目指します。

5) あいち生物多様性戦略 2020

愛知県では、2010年の生物多様性条約締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成に向けた新たな行動計画として「あいち生物多様性戦略 2020」を策定しました。

この戦略では、「人と自然が共生するあいち」の実現を基本目標とし、開発と生物多様性保全の調和を図る、県独自の「あいち方式」を中心的取組として掲げています。

生物多様性の保全のために、多様な主体が、地域の自然のあり方や目指すべき姿について共通の認識をもって、コラボレーション（協働）によって進めることができます。

これらを実現するために、行政上の地域区分を基本としながら、生物多様性の保全や、生態系ネットワークの形成における目標の共有のしやすさなどから、県域を9地域に区分し、生物多様性保全の取組の地域への展開を図るとされており、豊山町は尾張南部エリアに含まれています。

協議会でのコラボレーション（協働）による推進が期待される主な取組

■ 河川や河川沿いの自然再生の推進

本地域には、木曽川、日光川、庄内川をはじめ、多くの河川が流れていることから、河川敷や河川沿いの生物の生息生育空間の保全と再生を進め、生態系ネットワークの拠点や回廊として機能を高めることが望されます。

■ 農地での生物多様性保全の推進

本地域は、県内でも有数の水田地帯であることから、環境保全型農業や有機農業などの生きものの生息に配慮した農業や、生物多様性の保全に配慮した農業施設の整備を進めることができます。

■ 社寺林の保全

低地で樹林地が比較的少ない本地域では、社寺林が生物多様性の保全やふるさとの景観に大きな役割を持っています。そこで、社寺林の生物の生息生育空間としての質の向上などに取り組むことが望されます。

■ 臨海部の工場などの緑地における生きもののすみやすさの改善

日光川、庄内川の河口部に立地する工場や事業所の中の緑地において、生物の生息生育空間としての質を高めたり、新たに生物の生息生育空間を創出することが望されます。

(2) 関連計画の概要

■都市緑地法等の一部を改正する法律

公園・緑地などのオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものであり、また、災害時の避難場所としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り生かしながら保全・活用していくため、都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が、平成29年6月15日に施行されました。(一部については平成30年4月1日施行)

■都市公園法等

- 都市公園で保育所などの設置を可能に（国家戦略特区特例の一般措置化）
- 民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
 - ・収益施設(カフェ、レストランなど)の設置管理者を民間事業者から公募選定
 - ・設置管理許可期間の延伸(10年 → 20年)、建蔽率の緩和など
 - ・民間事業者が広場整備などの公園リニューアルを併せて実施
- 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸(10年 → 30年)
- 公園の活性化に関する協議会の設置

■都市緑地法

- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
 - ・市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
 - ・緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等追加

■生産緑地法、都市計画法、建築基準法

- 生産緑地地区の一率500m²の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に(300m²を下限)
- 生産緑地地区内で直売所、農家レストランなどの設置を可能に
- 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設
 - (地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制)



■都市緑地法

- 市区町村が策定する「緑の基本計画」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充
 - ・都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み

(3) 社会動向

本町を含めた我が国全般を取り巻く近年の社会情勢として、以下に挙げるような事項があります。

◆我が国をめぐる社会的動向のキーワード

【少子高齢・人口減少】

- ・少子化、超高齢社会、そして今後本格的な人口減少の時代を迎えるにあたり、地域コミュニティの質を落とさずに維持していくことが求められます。
- ・子育て世代や、高齢者をはじめ、市民が心身ともに健康な長寿生活をおくるための豊かな生活環境づくりも求められます。

【交流人口の拡大】

- ・都市の経済基盤として、ものづくりのみでなく、交流人口の拡大が求められます。
- ・最新のバーチャル技術と、リアルな「生身の人間が接する文化」のよさの共存が求められます。

【地域創生・シビックプライド】

- ・地域の資源を生かした、地域の人々の手によるまちづくりによる、生活の質の向上や魅力づくりを進めるなかで、自らが暮らす地域に対する誇りや愛着を高めていくことが求められます。

【多文化共生・社会包摂性】

- ・外国人や障害者など、多様な人々を包みこみ、共生できる社会づくりや、世代間の交流、新旧住民の交流などを通じ、多様性豊かな社会づくりが求められます。

【地球環境保全・エコロジー】

- ・低炭素社会（カーボンニュートラル）の実現などを通じて気候変動に対処していくことが求められるとともに、生物多様性の保全なども含め、地球環境に配慮した取組が求められます。
- ・食の安全や地産地消など、環境と健康に配慮した農業が求められます。

【国土強靭化・防災まちづくり】

- ・大規模震災への備えや、近年激甚化が著しい風水害などの災害に備えたまちづくりが求められます。

◆ 【持続可能な開発目標(SDGs)の実現へ向けて】

- ・「SDGs」は、2015年の国連サミットで採択された、2030年までに、地球上の「誰一人取り残さない社会」づくりを通じて「持続可能な世界」を実現するための国際目標です。
- ・この目標へ向けて、本町においても公民連携による持続可能な社会へ向けての取組が求められています。

(4) 本計画との整合性

前述した上位・関連計画から本計画に配慮すべき事項を整理します。

豊山町第5次総合計画

■施策

●公園緑地の整備

- ①地域の特性に配慮しながら、新たな公園整備の検討や既存公園の拡張を進めます。
- ②公共施設及び社寺境内林をはじめとする民有地の緑の保全を推進します。

●公園・緑地の維持管理

- ①公園・緑地の適正な維持管理を行い、住民や来訪者の憩いの場として魅力の維持、向上に努めます。
- ②アダプトプログラムや Park-PFI の活用検討など、民間活力の活用可能性も含めて有効活用策を図ります。

豊山町都市計画マスタープラン

■公園緑地の方針

●都市公園

既存の都市公園：効率的かつ適切な維持管理に努め、安全性や利便性を確保し、町民の憩いの場、緑の拠点としての機能を推進

既存の児童遊園や運動施設、緑道等：公園を補完する施設として活用し、適切な維持管理に努め、街区公園・近隣公園の検討・整備を推進します。

●水辺の緑の保全

臨空(神明)公園を拠点として、一級河川大山川沿いに、徒歩・自転車専用道路を整備し、水辺と緑に親しむ環境づくりを推進します。また、既存の遊歩道の適切な維持管理を推進します。

●その他の緑の保全

公共施設及び社寺境内林を始めとする民有地の緑の保全を推進します。

また、市街化区域の農地は適切な維持管理を推進し、地域活性化のための活用を検討します。

名古屋都市計画区域マスタープラン

■自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた目標（抜粋）

●市街地：防災空間や潤いとやすらぎを与えるオープンスペースを確保し、都市農業の振興や良好な都市環境の形成を図るため、地域特性に応じて農地などの緑地の保全や民有地の緑化を推進します。

●新たな市街地の開発：公共施設における質の高い緑地の確保、民有地の緑化の推進、ため池や河川による水辺・緑のつながりの確保などにより、生態系ネットワークの形成に配慮し、豊かな生物多様性を育む都市づくりを目指します。

●公共交通の利用促進：自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。

愛知県広域緑地計画

■計画の理念

豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり～緑の質を高め 多様な機能を活用～

■緑の基本方針

- ・緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり
- ・良好な生活環境とQOL（生活の質）を高める緑の空間づくり
- ・多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり

あいち生物多様性戦略 2020

協議会でのコラボレーション（協働）による推進が期待される主な取組

- 河川や河川沿いの自然再生の推進
- 農地での生物多様性保全の推進
- 社寺林の保全

(5) 本計画において踏まえるべき事項

以上に挙げた上位・関連計画、社会動向からみて、本計画に配慮すべき事項は以下の通りとします。

上位・関連計画、社会動向から配慮すべき事項

- ・豊山町の特性（社寺林、大山川）を活かす
- ・既存の緑（都市公園、遊歩道、河川、農地等）を活かす
- ・既存の緑の適切な維持管理を推進する
- ・多様な主体と連携し、既存施設の魅力の向上を図る
- ・社寺林や大山川などを生かした生態系ネットワークによる豊かな生物多様性を育む

3 前回緑の基本計画の総括

(1) 計画の前提及び現況

当初計画における、目標年次の設定数値について、市街化区域面積及び設定人口が令和2年度において下回っています。

	現況数値 (当初計画 H6)	設定数値 (当初計画 H22)	現況数値 (R2)	差分 (設定数値-現況数値)
対象区域面積	618.0ha	618.0ha	618.0ha	
市街化区域面積	349.0ha	369.0ha	364ha	5ha
設定人口（全域）	13.7千人	20.0千人	15,177人	4,823人
市街化区域人口	13.7千人	19.6千人	14,986人	4,614人

(2) 計画の目標水準及び現況

当初計画では、街区公園 19箇所、近隣公園 3箇所、地区公園 1箇所が計画されていました。

しかしながら令和元年時点で街区公園 1箇所、地区公園 1箇所の整備にとどまっています。

また、当初計画の設定人口が平成 22 年で 20 千人となっており、現況との乖離が見られました。

項目		現況数値 (当初計画 H6)	設定数値 (当初計画 H22)	現況数値 (R2)	差分 (設定数値-現況数値)
目標年次における緑地確保目標量 (将来市街地面積に対する割合)	(A)	17.31ha 12.6%	概ね 29.15ha 7.9%	17.50ha 11.7%	11.65ha 3.8 ポイント
	(B)	22.38ha 16.3%	概ね 38.59ha 6.2%	26.29ha 17.13%	12.3ha 11.1%
緑地の目標水準 (都市公園等)		8.2 m ² /人	13.7 m ² /人	7.2 m ² /人	6.5 m ² /人
都市公園		0 m ² /人	7.3 m ² /人	2.9 m ² /人	4.4 m ² /人
都市計画区域人口		17.0千人	20.0千人	15.7千人	4.3千人

$$(A) \text{ 将来市街地面積に対する割合} \quad A = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量 (ha)}}{\text{将来市街地面積 (ha)}}$$

$$(B) \text{ 都市計画区域面積に対する割合} \quad B = \frac{\text{緑地の確保目標量 (ha)}}{\text{都市計画区域面積 (ha)}}$$

(3) 前回緑の基本計画の進捗

1) 施策の進捗

前回緑の基本計画に記している【8-3 都市緑化の目標及び推進方針 ②推進方針】について、施策の実施状況を関係各課に照会したところ8割近くが実施中であり、これらの実績を基に課題及び今後の施策展開に対する留意点を整理しました。

豊山町緑の基本計画達成度の検証シート（進行管理票）令和元年度未実績

『達成度』について…A：達成済、B：実施中、C:未実施だが実施を検討中、D:未実施

進捗状況について A：完了、B：実施中、C:未実施だが実施を検討中、D:未実施

緑の将来像：次代へ育む緑の臨空文化都市～緑の豊山づくり～							
施策の方針	施 策	施策項目	現行計画該当頁	【進捗状況A、Bの場合】平成8年度以降実施してきたこと	進捗状況	【進捗状況A、B、C、Dの場合】施策に対する課題や今後の取組アイデアや留意点	
						課題	アイデア・留意点
緑の創造	公共公益施設の緑化	役場等の緑化	37	本町の緑化の先導的な役割を果たすため、積極的に緑地を配置。	A	平成8年度に役場庁舎を新築し整備が完了しているため、当面の間の建て替えは計画しない。	既存庁舎を使用し、緑のカーテン、壁面緑化などにより緑化を推進する。
		学校の緑化	37	上記要綱に基づき、開発面積の3%以上の緑化の確保。	B	老朽化対策、耐震化対策等の建て替えの際には学校の緑化を積極的に行う必要がある。	移転になった跡地を公園に転換するなど、長期的な視点で緑化を検討する。
		緑化推進組織への協力	37	施設管理者に対し、公共施設の緑化の充実の協力を図った。	B	公共施設の建て替え等の整備が一定程度完了しているので、関係部局の協力を継続して依頼することができない。	緑の基本計画（推進マニュアル）を策定し、関係部局に周知する。
	公園・緑地等の整備	公園・緑地等の計画的整備の促進	37	平成17年 神明公園（地区公園） 平成20年 林先公園（街区公園）を整備	B	新たな公園整備は継続的に進めることとするが、それ以外は既存公園の地域ニーズを取り入れたりニューアルを進める必要がある。	・既存公園の地域ニーズを把握した上で、公園の魅力向上や地域によるさらなる活用の推進を図る。 ・また、身近な公園が不足している地域については社寺境内や学校等の身近な緑空間の活用を検討する。
		緑道の整備	37	大山川緑道を整備、神明公園までの緑道を整備する。	B	新栄小学校からめぐみ橋にかけては緑道の整備を完了している。	現在、めぐみ橋から神明公園にかけて、整備をすすめている。
		宅地開発指導要綱策定の検討	37	平成20年度に指導要綱を制定。5,000m ² 以上の開発に対し、開発面積3%以上の緑地の確保を規定。以降、23年、27年、29年に一部改訂している。	B	法改正等を把握し、適切に要綱を改正する必要がある。	法改正等の情報を収集する必要がある。
	道路の緑化	歩道の新設・改良による道路の緑化	38	県道空港中央線、豊山水分橋線を整備。歩道内に植栽帯を設置。維持管理の面から中低木を中心に配置。	A	県道の整備は完了しているため、今後は植栽帯を適切に維持管理し緑地の保全に努める必要がある。	住民を取り込み、自宅周辺の道路植栽の管理を協働で行うことが必要である。
		自転車・歩行者道の緑化	38	大山川の一部、幸田、富士、志水緑道の整備は完了している。	B	大山川の緑道の整備は、めぐみ橋より南側は完了している。	めぐみ橋から神明公園までの緑道については、堤防道路の整備と併せて緑道を整備する。
		緑のコミュニティ道路の整備	38	県道と町道の接道の空地をポケットパークとして整備し植栽を設けた。	B	直線ではない、狭い道路をコミュニティ道路として植栽を設けたりすることは交通事故の原因となるかねない。	今後も道路整備により発生した空地をポケットパークとして整備し植栽する。
	水辺空間の緑化	河川の親水化	38	大山川管理用道路の一部を緑道として整備した。また、神明公園に隣接する区域に親水ゾーンを計画したものの、東海豪雨を機に計画を断念した。	B	護岸コンクリートの堤防の機能を有し、親水性を高める方法を検討する必要がある。	管理用道路の緑道化を進める。
	民有地の緑化	緑化マニュアルの作成	39	指導要綱において緑化の推進（敷地の3%以上の確保）を規定し、開発行為時に遵守させた。	B	要綱において緑化の確保を規定し遵守させている。	法改正があった際には必要に応じ加除を行う必要がある。

施策の方針	施 策	施策項目	現行計画該当頁	【進捗状況A、Bの場合】 平成8年度以降実施してきたこと	進捗状況	【進捗状況A、B、C、Dの場合】 施策に対する課題や今後の取組アイデアや留意点	
						課題	アイデア・留意点
緑の創造	民有地の緑化	住宅地の緑化推進	39	〃	B	要綱において緑化の確保を規定し遵守させている。	法改正があった際には必要に応じ加除を行う必要がある。
		民有地の緑化推進	39	〃	B	要綱において緑化の確保を規定し遵守させている。	法改正があった際には必要に応じ加除を行う必要がある。
		工場緑化の推進	39	〃	B	要綱において緑化の確保を規定し遵守させている。	法改正があった際には必要に応じ加除を行う必要がある。
		商業地の緑化推進	39	〃	B	要綱において緑化の確保を規定し遵守させている。	法改正があった際には必要に応じ加除を行う必要がある。
		生垣補助金制度の導入	39		D		ブロック塀撤去補助制度とあわせて創設できなか検討する。
		駐車場の緑化推進	39	開発等に伴う駐車場の設置の場合には指導要綱の対象となり、敷地面積の3%以上の確保を依頼した。	B	特定の者へ貸す駐車場を整備する場合、役場に事前協議がされないので、緑化を依頼する場がない。	緑化景観コンテストを実施し、結果を公表する。
緑の育成	住民の参加・協力	緑化推進のための地域団体設立の検討	40	未実施	D	緑化推進のための住民団体の中心となる人物の選定、組織づくりが進んでいない。	
		市民団体への協力要請	40	地域の児童遊園の清掃等の管理は、地区や子供会に依頼している。	B	公園の管理を行政に依頼する住民が増えている。	
	普及啓発活動	展示会等の開催	40	毎年役場庁舎の壁面にゴーヤを植えて、壁面緑化と地球温暖化防止をPRしている。	B	住民に恒例行事として定着しているものの、新鮮さは無くなっている。	他の機会に実施できないか検討する。
		緑の知識を深める(緑の教育の推進)	40	各小学校に緑の少年団を配置し、花木の植栽、緑の募金活動などを通じ、緑化教育を実施している。	B	恒例行事として定着しているものの、新鮮さは無くなっている。	子供への緑化教育として今後も継続する。
		緑の知識を深める(講習会の開催)	40	神明公園内にバラ園をつくり、毎年、講師を招き、講習会を実施。	B	住民に恒例行事として定着しているものの、新鮮さは無くなっている。	バラ以外の品種についても検討する。
		緑化木の配布	40	毎年11月に開催される環境フェスティバルにおいて、緑化推進ブースを設け、緑化の推進を目的に苗木を配布している。	B	住民に恒例行事として定着しているものの、新鮮さは無くなっている。	他の機会に実施できないか検討する。
	調査・研究	緑の実態調査	41	昭和61年から毎年6~7月に、大山川で新栄小学校の児童と水生生物調査を行っている。	B	緑の基本計画を実現していくために5年毎に実施状況を確認する。	緑の基本計画を実現していくために6年毎に実施状況を確認する。
		緑の保全等のための調査・研究	41	同上	B	野鳥や動物の生息については、現在でいう生物多様性に該当するが、当該計画は策定されていない。	社寺林や大山川を活用し、小学生と楽しみながら生物調査を実施して、生物多様性の配慮と合わせて社寺林への愛着を醸成させる。
緑の保全	樹林の保全	社寺林をはじめとした民有地の樹林地の保全	42	民有地の樹林の保全について、町が指導する立場はない。	D	民有地の樹林を保全していく意識が醸成されるような取組が必要と考える。	-
	樹木・生垣の保全	保存樹木の指定及び保全	42	同上	D	保存樹木の指定について、調査研究する必要がある。	-
		生垣補助金制度の導入	42	未導入	C	生垣の維持管理が問題となっている。	
	農地の保全	貸農園の拡充	42	町内に3箇所あった農園のうち、2箇所は閉園となつたが、新たに1箇所を追加し合計2か所となつた。	B	利用期間は5年以内となっており、適度に入れ替わりが発生している。	

施策数 29 件
 実施している施策数 24 件
 未実施の施策数 5 件
 実施している施策の割合 83%

2) 施策の実施状況からみた課題

施策の状況から、課題を整理しました。

	施策の状況	課題
質の維持	<ul style="list-style-type: none"> 平成8年度に役場庁舎を新築し整備が完了しているため、当面の間の建て替えは計画していない。 公共施設の建て替え等の整備が一定程度完了しているので、関係部局の協力を継続して依頼することができない。 県道の整備は完了しているため、今後は植栽帯を適切に維持管理し緑地の保全に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化対策、耐震化対策等の建て替えの際には学校の緑化を積極的に行うことが課題。 公共施設の現況の緑の質を高める工夫の協力を依頼することが課題。 整備が完了した県道については、植栽帯の適切な維持管理による緑地の保全が課題。
公園・緑地、緑道、 ポケットパーク の整備	<ul style="list-style-type: none"> 新栄小学校からめぐみ橋にかけては緑道の整備を完了している。 神明公園（地区公園）、林先公園（街区公園）を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな公園整備は継続的に進めることとするが、それ以外は既存公園の地域ニーズを取り入れたリニューアルを進めることが課題。 道路整備により発生した空地をポケットパークとして整備し植栽することが課題。 既存公園の地域ニーズを把握した上で、公園の魅力向上や地域によるさらなる活用の推進を図ることが課題。 身近な公園が不足している地域については社寺境内や学校等の身近な緑空間の活用を検討することが課題。
安全性を確保し た親水性とネット ワークの向上	大山川管理用道路の一部を緑道として整備した。また、神明公園に隣接する区域に親水ゾーンを計画したものの、東海豪雨を機に計画を断念した。	護岸コンクリートの堤防の機能を有し、親水性を高める方法を検討する必要がある。
緑化意識の向上	各行事が住民に恒例行事として定着しているものの、新鮮さが無くなってきたている。	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、民有地、工場、商業地、駐車場の緑化については既存の要綱の順守だけでなく、緑化意識を向上させ、要綱以上の創意工夫を図ることが課題。 緑化景観コンテストの実施や結果を公表して見える化することが課題。
公園の維持管理 方法の改善	地域の児童遊園の清掃等の管理は、地区や子供会に依頼しているが、公園の管理を行政に依頼する住民が増えてきている。	公園や児童遊園を活用して頂き、愛着心を醸成した上で、活用と併せて協働して管理することが課題。
普及啓発活動の 改善	環境フェスティバルや緑の少年団の緑化活動、神明公園内のバラ園づくりなど、住民に恒例行事として定着しているものの、新鮮さは無くなっている。	環境フェスティバルや緑の少年団の緑化活動、神明公園内のバラ園づくりなど、住民に恒例行事として定着しているものを継続し、内容の改善などにより住民の参加意欲の向上と満足度の向上を図ることが課題。

3) 未実施の施策からみた課題

施策の中でも未実施であった事項からみる課題を、以下に整理しました。

施策項目	施 策	該当 当初 計 頁 画	【進捗状況A、B、C、Dの場合】 施策に対する課題や 今後の取組アイデアや留意点
			課題
民有地の緑化	生垣補助金制度の導入	39	ブロック塀撤去補助制度とあわせた創設と維持管理に関する方策の検討が課題。
住民の参加・協力	緑化推進のための地域団体設立の検討	40	緑のまちづくりの住民団体の中心となる人物の発掘や継続性のある組織づくりが課題。
樹林の保全	社寺林をはじめとした民有地の樹林地の保全	42	法制度による制度化の前に、町にとって社寺林が大切だということを住民が共有し、地域住民との協働による保全が課題。
樹木・生垣の保全	保存樹木の指定及び保全	42	法制度による制度化の前に、まとまった森林を持たない町にとって保存樹木が地域住民にとっても身近な緑として大切だということを住民が共有し、地域住民との協働による保全が課題。
	生垣補助金制度の導入	42	身の周りの身近な緑は持ち主だけでなく、通りを歩く人や地域にとっても潤いをもたらしてくれるものであり、こういった効果をもたらすことを住民に紹介することが課題。また、既存の生垣の維持管理のあり方についての検討が課題。

4 町民の意向

平成 31 年 2 月に本町が町民意向調査（豊山町第 5 次総合計画策定のための基礎調査）の結果から、本町の公園・緑地にかかわる住民意向を整理すると以下のとおりです。

◆豊山町の良いところ・悪いところ

- ・良いところとして「公園」を挙げた回答者は 1.2% であり、主な上位項目である「空港」(12.6%) 「静か・のどか」(11.1%) 「立地」(9.4%) 「商業施設」(8.8%) 等と比較して公園の比率は低くなっています。
- ・一方、悪いところとしては「公園」は 0.8% であり、「公共交通」(57.2%) と比較して低くなっているところから、「よい」「わるい」いずれの評価でも、「公園」があまり意識されていない状況が見受けられます。

◆誇りや自慢に思うところ

- ・「空港」(36.3%) 「イチロー」(31.0%) に対し、「公園」は 0.4% となっており、「良いところ・悪いところ」と同様、住民意識のなかに占める「公園」の割合はやはり低い状況が見受けられます。

◆施策の満足度・不満足度

- ・満足度では、「公園・緑地の維持管理や緑の道づくり」は 28.0% で、全 34 施策のうち第 3 位に位置しています。
- ・一方、不満足度においても、「公園・緑地の維持管理や緑の道づくり」が 24.9% (第 4 位) であることから、施策の評価が分かれています。また、このほか公園緑地に関連する施策の不満足度として、「良好な街並み景観づくり」(20.1% 第 7 位) 「農業の振興」(18.5% 第 10 位) 等が挙げられます。

◆施策の重要度

- ・「公園・緑地の維持管理や緑の道づくり」を重要な施策と考える回答は 56.6% で、全 34 施策のうち第 7 位となっています。

◆満足度指標・重要度指標

- ・施策の満足・不満足度と重要度からみた指標では、「継続推進すべき施策」（重要性の認識も取組に対する満足度もともに高く、現在の水準を下げないように継続的な対応が望まれる）と評価されています。

町民意向調査からみた計画の方向性としては、以下のような点が挙げられます。

町民意識から配慮すべき事項

- ・施策の満足度と重要性の認識からみて、現在の施策の水準を下げないように継続的な取組が必要。
- ・町民の意識のなかでは公園・緑地のイメージが希薄であり、本町の特色となる要素を公園・緑地の魅力づくりのなかに取り込んでいく必要がある。

【意向調査の概要】

- ・調査対象：16歳以上の豊山町民 2,000名
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・調査期間：平成30年11月2日に配布し、12月13日までに回収
- ・回収状況：配布数：2,000票 有効回収数：482票 有効回収率：24.1%

5 機能別にみた課題の整理

豊山町の緑の現況を、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成、交流促進の5つの機能ごとに主要な場に対しての解析・評価を行い、課題を整理しました。

(1) 環境保全機能の解析・評価

主要な場	解析・評価		課題
	緑地	解析・評価	
水辺	・一級河川大山川	<ul style="list-style-type: none"> ・本町を縦断する一級河川である。 ・コンクリートによる護岸整備が行われている。 ・現状では自然景観が豊かな河川とは言い難い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川景観の潤いに欠けるため、河川沿いの空地の活用等、緑化を図る必要がある。 ・生物多様性に配慮し、近自然工法等による水生植物の導入など、自然的な配慮を考える必要がある。
公共施設	・国道・県道（街路樹・植栽）	<ul style="list-style-type: none"> ・町内を東西、南北に通過する道路で、名古屋市、県営名古屋空港へのアクセス軸となり、広域交通需要に対処している。 ・街路樹等の道路植栽は、未整備の区間が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹の適切な維持管理が必要である。
	・公共施設緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設は多くの住民が利用する施設であるが、敷地内の樹木も少なく、潤いに欠けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に計画的に植栽を行い緑化推進を図り、市街地における緑の拠点とする必要がある。 ・壁面緑化や駐車場緑化など、緑視率を高め、住民への啓発を図る必要がある。
農地	・市街化区域内の農地	<ul style="list-style-type: none"> ・密集した市街地内のオープンスペースとして、緑の少ない本町で貴重な自然を供給している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虫食い状の開発もあるため、まとまった敷地としての計画的な利用を図る必要がある。
	・市街化調整区域に広がる農地	<ul style="list-style-type: none"> ・小牧市・北名古屋市の農地と一体となった、まとまりのある「みどり」として重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の本町における水田のあり方の検討を行うとともに、広々とした田園風景を形成する水田として残していくことが必要である。
水辺	・町内の河川	<ul style="list-style-type: none"> ・水系に沿って広がる農地とともに、身近な緑と水を巡るネットワークの形成の可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートによる護岸の整備が行われているが、今後植栽等でネットワーク機能を高めていく必要がある。
社寺	・社寺林	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な樹林地であり、野鳥や小動物の生息地となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹林の保全対策を講じる必要がある。 ・保存樹や保存樹林としての保護を検討する必要がある。 ・身近な緑として、また、生物多様性が豊かな空間として維持管理を兼ねて環境学習の場として活用することが必要である。

(2) レクリエーション機能の解析・評価

主要な場	解析・評価		課題
	緑地	解析・評価	
公共施設緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・グランドや児童遊園等の公共施設緑地 ・公開している小・中学校のグランド 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園が少ない本町において、これらの施設は都市公園の代替機能を果たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の魅力度の向上が必要である。
社寺	<ul style="list-style-type: none"> ・八所神社、日吉神社等催事が恒例化している社寺の社寺林 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然的環境要素を有するオープンスペースとして利用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との協働による樹林の保全が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・神明社、八劔神社等の緑地 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の屋外レクリエーションの場となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・桜の木が多く、住民の身近な緑地として利用されているため、既存樹林の保全を図る必要がある。
緑道	<ul style="list-style-type: none"> ・町内4ヶ所の緑道 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の緑の接点となっており、今後のネットワーク整備による効果が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑道の新設並びにネットワークの形成が必要である。
貸し農園	<ul style="list-style-type: none"> ・町内2ヶ所の貸し農園 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が土と触れ合える場として重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し農園の充実を図る必要がある。

(3) 防災機能の解析・評価

主要な場	解析・評価		課題
	緑地	解析・評価	
農地	<ul style="list-style-type: none"> ・工業系用途地域と住居系用途地域の間の農地 	<ul style="list-style-type: none"> ・公害を防止し、軽減する緑として重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペースとしての保全対策を講じる必要がある。
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の河川 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の延焼防止となる緑として重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川沿い道路の避難路としての整備が重要である。(大山川緑道の整備促進を図る。)
民有地	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地内の生垣や庭木等の緑 	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣は、細街路の入り組んだ住宅地の防災上の欠陥を補っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな生垣、庭木の整備と保全及び適切な管理が必要である。
公共施設緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・神明公園 ・豊山グランド 	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の緑地では比較的広い面積を有しており、避難場所として位置づけられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に避難できるよう、広域避難場所と避難路としての幹線道路の整備が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園 	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの避難場所、一次避難地として効果的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な利用促進が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・緑道や幹線道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路の形成に重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等での防災訓練を通じたコミュニティづくりが必要である。

(4) 景観形成機能の解析・評価

主要な場	解析・評価		課題
	緑地	解析・評価	
県営 名古屋空港 周辺	・県営名古屋空港内の緑地、県道名古屋空港線等の空港周辺の緑	・空港の玄関口には緩衝帯としての緑地や街路樹が整備されている。 ・空港周辺に多く立地している駐車場は、空港周辺部の景観に影響を与えている。	・県道名古屋空港線や沿道の緑化を進める必要がある。 ・空港周辺の沿道の整備と一体となつた緑化の推進が必要である。
名古屋市中央 卸売市場北部 市場周辺	・名古屋市中央卸売市場北部市場周辺の緑	・外周部に緑地が配置されている。	・緑地の適切な維持管理が必要である。
公共公益施設	・公共公益施設の緑	・重点的に整備を図る必要がある。	・省エネや防災等にも効果的な緑化手法を紹介することが必要である。
河川	・町内の河川	・ふるさとの川としての郷土景観の創出が必要である。	・親水性を高め、河川景観に配慮した整備、保全を行う必要がある。
道路	・道路及びその周辺	・街路樹が未整備の道路や緑化に乏しい沿道部は、景観的に殺風景である。	・街路樹・生垣等を増やし、緑視率の向上を図ることが必要である。
民有地	・住宅地内の生垣や庭木等の緑	・住民の原風景ともなる景観を構成しており、また、緑視効果を有する身近な緑である。	・民有地内の緑化及び適切な維持管理を積極的に推進することが必要である。
農地	・市街化調整区域に広がる農地	・ゆったりと視界が広がる農地は、眺望の場となる。	・市街化調整区域としての土地利用を推進するとともに、眺望の場としての整備を図る必要がある。
社寺	・社寺林	・町のシンボルや地域のランドマークである。	・地域の樹林として保全を行う必要がある。

(5) 交流促進機能の解析・評価

主要な場	解析・評価		課題
	緑地	解析・評価	
公園	・公園・児童遊園	・身近な遊びやコミュニティ醸成の場である。	・地域住民の交流を図り、地域にとって使いやすく魅力のある公園や広場とするために、積極的な住民活動が必要である。
社寺	・社寺林	・身近な緑として感じられ、また、社寺という厳かな空間となっている。	・身近で豊かな緑の空間であり、生物観察や清掃活動等を通じたコミュニティの向上が必要である。
民有地	・住宅地内の生垣や庭木等の緑	・身近な緑として、「見る・見られる」関係となる。	・維持管理の容易性や、緑化手法の工夫、他者からの評価によるモチベーションの向上が必要である。

第3章 緑の将来像及び基本方針

1 緑のまちづくりの目標

山林や広大な田畠などの大きな緑の資源が少ない本町は、神明公園を憩いと緑の拠点とし、既存の身近な公園や、豊かな緑のまとまりである社寺林の緑、大山川の水辺空間を保全活用することで、水と緑のまちづくりを通じ、住民が良好なコミュニティを形成することを目指します。



2 基本理念及び緑の将来像

「豊山町第5次総合計画」で目指しているまちの将来像「一人ひとりが輝く 暮らし豊かな アーバンビレッジ」を基本理念とし、基本理念の実現のため、住民一人ひとりが輝いていられる緑のまちづくりを進めていきます。

基本理念

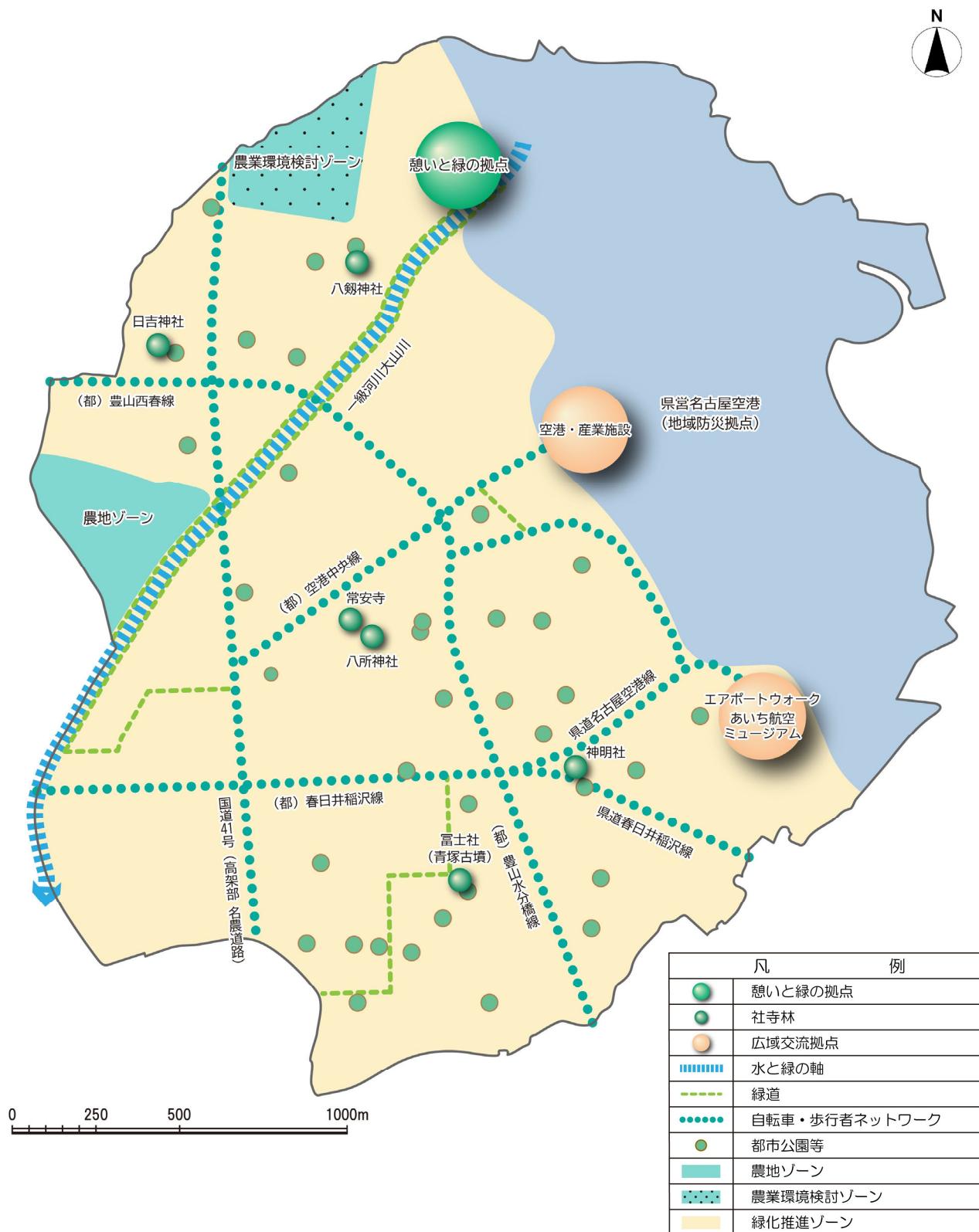
一人ひとりが輝く 暮らし豊かな
アーバンビレッジ

アーバンビレッジ（urban village）とは

都市の中にビレッジ（村、集落）の視点を取り込み、生活に密着した街区をつくり、環境への配慮、職住接などにより、様々な人が共生する持続可能なコミュニティを形成する都市づくりの考え方を指し、1992年にイギリスで示されたものです。

本計画では、この考え方を参考にしつつ、新たな意味を付加し、都市的な要素とビレッジ（村、集落）の要素が適度に共存・融合した、豊かな暮らしを支えるまちの姿を、“アーバンビレッジ”と表現しています。

図 緑の将来像



憩いと緑の拠点

神明公園を憩いと緑の拠点として、保全活用します。

社寺林

本町のシンボル的な緑であり、保全と活用により後世に引き継ぐ緑とします。

多様な生物が緑豊かな境内地を利用して、生物多様性が保全されるようにします。

広域交流拠点

空港に隣接した大規模集客施設や「あいち航空ミュージアム」を核に、多くの人が集まる施設であり、これらと自転車・歩行者ネットワークを結び、連携して楽しめるよう検討します。

水と緑の軸

大山川の水辺空間で、水と緑の軸として安心して水辺を散策できる軸とします。

多様な生物が水辺空間を利用して、生物多様性が保全されるようにします。

緑道

歩行者、自転車利用者が安全で、快適に移動できるネットワークとします。

自転車歩行者ネットワーク

木陰のある空間として、歩行者、自転車利用者が安全で快適に移動できるネットワークとします。

都市公園等

身近な公園的な空間は、地域での保全活用を促進し、より魅力度の向上に努めます。

農地ゾーン

農地の保全に留意し、農とのふれあいの場などの活用を検討します。

農業環境検討ゾーン

耕作放棄地の発生を抑制し、農地として保全しつつ、将来の土地利用のあり方を検討します。

緑化推進ゾーン

農地ゾーンや農業環境検討ゾーン、県営名古屋空港を除いた全町を緑化推進ゾーンとし、公共空間だけでなく、民有地についても緑のボリュームにとらわれずに緑化を推進していきます。

3 緑の基本方針

緑のまちづくりの目標及び緑の将来像の実現に向けて、以下の4つの基本方針を定めます。これらの基本方針は、本町の緑のまちづくりの基本となるものです。

4つの基本方針に基づき、緑が持つ多様な機能を活用した緑のまちづくりの取組を展開し、グリーンインフラの導入を推進していきます。

緑を生かす 【緑の価値を利活用する】

地域及び人との交流の中で、緑とふれあい、自然と関わることで、緑を生かします。

緑を守る 【緑を保全し、創出する】

緑の資源が少ないため、次の世代へ緑を引き継ぐことができるよう緑を守るとともに、身近な緑の創出を図ります。

緑を育む 【緑を通じて人が学び、育つ】

緑の大切さを意識して、自分ごととしてとらえ、緑を大切にするとともに緑を育む人や意識を育みます。

緑を結ぶ 【緑をネットワークする】

町域のコンパクトさを活かし、緑の資源を結び、徒歩や自転車で巡る軸を形成するとともに、各資源の特性を活かし、機能分担によって結びます。

第4章 計画のフレーム及び目標水準

1 緑を生かす・結ぶ目標

既存の緑の質の向上を図り、住民が緑や自然に関心を持てるように、また、生物多様性への配慮から、社寺林や大山川を活用した環境学習を行うことで、緑を生かし、またこれらの緑を健全な状態で結ぶこととします。

表 緑を生かす・結ぶ目標数値

	現況(2019年) 令和元年	目標年次(2030年) 令和12年
社寺林や大山川などを 活用した環境学習参加人数	185人	300人以上

2 緑を守る目標

市街化区域の緑地量を目標年次において現況量を維持することで身近な緑を守り、また町民1人当たりの公園面積を10m²以上とし、都市公園法施行令で記された「都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10m²以上」となるようにします。

表 緑を守る目標数値

	現況(2019年) 令和元年	目標年次(2030年) 令和12年
市街化区域の緑地量	17.5ha	17.5ha
町民一人当たりの公園面積	2.9m ²	10.0m ² 以上

表 緑地総括表

年次 緑地種別	現況(2019年)令和元年度末						目標年次(2030年)令和12年					
	市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域		
	整備量		整備水準	整備量		整備水準	整備量		整備水準	整備量		整備水準
	個所	面積(ha)	(m³/人)	個所	面積(ha)	(m³/人)	個所	面積(ha)	(m³/人)	個所	面積(ha)	(m³/人)
都市公園 計	1	0.25	0.17	2	4.45	2.93	1	0.25	0.15	2	60.40	10.00
都市公園等 計	46	10.80	7.21	48	15.09	9.94	46	10.80	6.67	48	29.09	17.74
民間施設緑地	6	2.10	1.40	6	2.10	1.38	6	2.10	1.30	6	2.10	1.28
施設緑地 計	53	12.90	8.61	56	17.19	11.33	53	12.90	7.97	56	31.19	19.02
地域制緑地 計	4	4.60	3.07	4	9.10	6.00	4	4.60	2.84	4	9.10	5.55
緑地 総計	57	17.50	11.68	60	26.29	17.32	57	17.50	10.81	60	40.29	24.57
人口	市街化区域			14,986 人			市街化区域			16,194 人		
	都市計画区域			15,177 人			都市計画区域			16,400 人		
面積	市街化区域			373.00 ha			市街化区域			373.00 Ha		
	都市計画区域			618.00 ha			都市計画区域			618.00 Ha		
緑地の 確保目標水準	市街化区域面積に 対する割合			4.69 %			市街化区域面積に 対する割合			4.69 %		
	都市計画区域面積に 対する割合			4.25 %			都市計画区域面積に 対する割合			6.52 %		

目標年次の都市計画区域の都市公園計には、都市公園法施行令に規定する一人当たりの標準面積を逆算し計上しています。

3 緑を育む目標

道路や都市公園などの公共施設の美化活動を行い、清掃道具の貸し出しや花苗の支給などの支援(アダプトプログラム)を行います。

表 緑を育む目標数値

	現況(2019年) 令和元年	目標年次(2030年) 令和12年
アダプトプログラムにより 守られている施設の箇所数	0 箇所	2 箇所

4 都市公園等の管理の方針

本町の都市公園等の管理の方針については、安全管理、維持管理、運営管理を今後も計画的かつ効率的に継続し、魅力的で質の高い公園づくりを進めます。

表 都市公園等の管理の方針

	方針
安全管理	公園施設の修繕、更新、改築を進め、公園施設の点検を実施します。 また、周辺からの見通しの確保など、防犯面においても留意します。
維持管理	公園内の定期的な清掃や施設管理や植栽管理を行い、利用者が快適に利用できるよう努めます。 また、身近な公園の清掃や除草などの簡易な維持管理については、町と住民が協働で実施するように推進します。
運営管理	公園の大小に関わらず、地域にとって魅力ある公園となるように地域住民主体の運営管理を促進します。 民間事業者によるカフェやレストラン等の収益施設の設置管理制度（Park-PFI）の活用などにより、公園維持管理に係る財政負担の軽減及び公園における利用者へのサービス向上を検討します。

第5章 緑地の配置及び緑地に関する具体的施策

1 施策の体系

緑の将来像である「一人ひとりが輝く 暮らし豊かなアーバンビレッジ」と、それを実現するための4つの基本方針をもとに、骨格となる施策、取組について整理します。

基本方針 1

緑を生かす 【緑の価値を利活用する】

施策 1-1 神明公園及びその周辺の「緑の臨空拠点」づくり

- ・神明公園について、県営名古屋空港に隣接する立地特性を活かした、レクリエーション・交流機能の拠点として位置づけ、その機能強化をめざします。
- ・空港を活かした広域防災拠点機能も備えたエリアとして、本公園とその周辺における機能を高めていきます。

基本方針 2

緑を守る 【緑を保全し、創出する】

施策 2-1 市街地における公園緑地の整備・維持

- ・住区基幹公園・児童遊園の整備・維持を図ります。
- ・都市公園を補完する身近な緑の資源として、町内に分散する数多くの社寺境内地を位置づけ、地域主体による境内林の維持、管理に協力します。

施策 2-2 市街地における緑化推進

- ・公共施設の敷地や壁面、屋上の緑化、道路緑化の取組をさらに進めます。
- ・民有地の住宅の緑化推進をさらに進めます。

基本方針 3

緑を育む 【緑を通じて人が学び、育つ】

施策 3-1 児童遊園と社寺林を活かした町民の居場所づくり

- ・街区公園、児童遊園、社寺林等身近な緑とオープンスペースの維持、管理に、地域コミュニティの住民も主体的に参加することにより、地域コミュニティの活性化へつなげる機会をつくります。

施策 3-2 「農ある暮らし」の実現

- ・市街化区域内外の農地について、身近な緑資源、オープンスペースとして利活用を促進します。
- ・地産地消の取組等で営農を支え、食を通じて住民の交流を促進するなど、都市近郊農業の維持に貢献します。

基本方針 4

緑を結ぶ 【緑をネットワークする】

施策 4-1 大山川を活かした水と緑の軸づくり

- ・大山川に沿って神明公園と町内各地域を結ぶネットワークを形成するとともに、大山川の親水性を高め、生物多様性を維持するとともに、町民の環境学習の場として活用を促進します。

施策 4-2 緑とオープンスペースの機能連携

- ・住区基幹公園及びそれを補足する児童遊園、社寺林のほか、学校グラウンドなども含め、全体として機能分担、機能連携を図ります。
- ・緑とオープンスペースの維持管理や有効活用に取り組む町民や事業者など多様な主体と行政の連携を図ります。

2 具体的施策

1に挙げた各施策について、以下のような具体的な取組を行います。

緑を生かす 【緑の価値を利活用する】

施策 1-1 神明公園及びその周辺の「緑の臨空拠点」づくり

【神明公園のレクリエーション・交流機能整備】

- ・神明公園については、空港に隣接する立地特性から、航空・宇宙に興味を持つ層を中心として、休日のレクリエーションの場として利用されています。この特性をさらに伸ばすため、航空館 boon とも連携しながら、大空へのあこがれや航空宇宙産業の歴史への興味を育む場として、また多様な人々が一堂に会して楽しめる場として公園の特色を強めていきます。
- ・「豊山航空フィールドミュージアム構想」と連携し、あいち航空ミュージアムやエアポートウォーク、航空宇宙産業施設等との連携が確保されるよう、神明公園とこれら施設を結ぶ自転車・歩行者ネットワークの充実や公共交通による対応を図ります。
- ・文化芸術振興（生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画）や、学校教育の諸施策等とも連携しながら、野外における文化芸術の発表の場所（野外コンサート、クラフトフェア等）としての活用を検討します。
- ・にぎわい創出や既存ストックの活用など、民間活力の可能性も含めて Park-PFI の活用を検討します。

【広域防災拠点機能整備】

- ・神明公園は町内における大規模なオープンスペースであり、かつ県営名古屋空港と隣接することから、大規模災害時において、広域防災拠点としての機能が期待されています。このことから、緊急時の救援、避難、物資集積などさまざまな機能の強化について、県と連携して検討します。

緑を守る【緑を保全し、創出する】

施策 2-1 市街地における公園緑地の整備・維持

【住区基幹公園・児童遊園等の整備・維持】

- ・身近な都市公園の不足を補うため、都市的未利用地を活用した街区公園の整備を進めるとともに、これを補完するオープンスペースとして、既存の児童遊園の維持や、定期借地制度等を活用して新たな確保を図ります。
- ・街区公園、児童遊園について、施設の長寿命化、バリアフリー化等の改善を引き続き進めるとともに、老朽施設の更新等にあたって、地域コミュニティの特性やニーズの変化に柔軟に対応したリニューアルを図ります。
- ・宅地開発指導要綱の適切な運用や法改正に対応した見直し等を進め、宅地開発に際しての公園緑地の適正確保を図ります。
- ・道路改良、整備等に伴うポケットパークの確保と緑化を図ります。
- ・町有地の活用など、長期的な視点からのまとまった住区基幹公園確保を検討します。

【社寺林の維持】

- ・身近な緑の資源及びオープンスペースとして、町内に分散する数多くの社寺境内地を位置づけ、地域コミュニティの住民と協働しながら、その境内林の維持、管理に努めます。

施策 2-2 市街地における緑化推進

【公共施設緑化】

- ・これまでの取組に引き続き、公共施設の敷地緑化、道路緑化をさらに進めます。
- ・さらに、今後は極力緑の量を増やし、ヒートアイランド対策にも有効な壁面緑化や屋上緑化等の可能性について検討をします。

【民有地緑化】

- ・民有宅地（住宅、工場、商業地、駐車場等）について、開発指導要綱の遵守を徹底することにより敷地内の緑化を推進します。
- ・住宅地の緑化については、オープンガーデンやガーデニングコンテスト等の実施により緑化を推進します。

オープンガーデンとは、一定期間、住宅の庭を一般に公開することで、丹精こめた庭や花壇を開放し、訪れた方が季節の植物を楽しみ、地域住民の交流を深めることを目指す活動です。

緑を育む【緑を通じて人が学び、育つ】

施策 3-1 児童遊園と社寺林を活かした町民の居場所づくり

【身近な緑の維持管理への住民参画の推進】

- ・地域ニーズに合った児童遊園の有効な利活用、リニューアルにあたっての方針決定や、社寺林の維持管理について、地域コミュニティの住民も主体的参加をより広く呼びかけます。
- ・これまで行われてきた、地域住民による清掃活動等に加え、住民が楽しみながら創意工夫によってこれらの既存資源を有効活用する営みを通じて、世代や国籍をまたぐ交流促進や地域のシビックプライド醸成など、地域コミュニティの活性化へつなげる機会をつくります。
- ・その他、緑の知識や愛着を深めるため、学校教育や社会教育との連携により、緑化に関する講習会や、まち歩き会、地域の環境と歴史に関する勉強会、調査研究活動等の支援を行なっていきます。

施策 3-2 「農ある暮らし」の実現

【市街化区域内農地の利活用】

- ・市街化区域内の農地は、身近な緑資源、オープンスペースとしての価値を持つことから、農業委員会等と連携しながら、地産地消の推進や、町民農園としての利用促進に努めるなど、農地保全につながる利活用を促進します。

【市街化調整区域における農地保全】

- ・市街化調整区域のまとまりのある農地については、現状では農用地指定がないため、農地の担保性が十分とはいえないことから、農業委員会等との連携のもと、地産地消の取組等で営農を支えることにより、その保全に努めます。このため、神明公園の機能強化の取組との連携や、町内の飲食店、商業施設等との連携など、「食」の視点からのレクリエーション、交流機能の可能性を検討します。
- ・長期的視点から、二酸化炭素の排ガスを作物栽培に活用する循環システムなど、先進的な農業の取組の誘致も視野に入れ、都市近郊農業の高度化の可能性についても検討していきます。

緑を結ぶ【緑をネットワークする】

施策 4-1 大山川を活かした水と緑の軸づくり

【大山川緑道整備】

- ・大山川に沿って神明公園と町内各地域を結ぶ自転車・歩行者ネットワークを形成するため、大山川緑道の未整備区間の整備と緑化を図ります。

【大山川の親水空間整備】

- ・大山川の親水性を高め、生物多様性を維持するとともに、町民の環境学習の場として活用を促進するため、治水機能との両立に配慮しながら親水空間の整備を検討します。

施策 4-2 緑とオープンスペースの機能連携

【特色を活かした公園緑地等の機能分担】

- ・住区基幹公園及びそれを補足する児童遊園、社寺林のほか、学校グラウンドなども含め、全体として機能分担、機能連携を図ります。

【緑に関わるさまざまな担い手の連携促進】

- ・公園の利活用に関して、地域コミュニティ、学校、事業者など多くの主体が担い手として参画し、行政と連携できるような仕組みを検討します。また、府内における連携体制構築も検討します。

第6章 実現化方針

1 計画の実現へ向けて

(1) 協働体制

本計画を推進するにあたって、町民・事業者・行政など各主体が連携して取り組む「協働による緑のまちづくり」の体制構築をめざすこととします。

【町民及び町民団体の役割】

- ・緑豊かなまちづくりには、町民が中心的な役割を担っています。緑についての理解を深め、緑への慈しみと自然を大切にする心を育み、家庭や地域の緑化など様々な場面において、緑の活動に積極的に参加していくことが大切です。
- ・町民ボランティア団体やNPO法人などの団体は、市と連携して積極的に緑地保全や緑化推進活動を行うとともに、町民参加活動を通じて、緑に対する町民意識の向上を図ります。また、緑地保全や緑化推進活動に参加したいと考える町民に対しては、活動の受け皿としての役割を担っています。多くの町民がアダプトプログラムやボランティア等に参加し、様々なフィールドで多くの団体が活動を行うなど、町民団体による緑の活動の活性化が重要です。

【事業者の役割】

- ・事業者は、企業のCSR活動としての公園や道路の清掃活動や樹林地の維持保全活動への参加、事業所など自己所有地の緑化の推進や、雨水浸透機能等のグリーンインフラの導入、町民や町民団体への支援などの役割を担っています。企業の持つノウハウや人材、資金を導入した緑豊かなまちづくりへの積極的な参加が求められています。

【行政の役割】

- ・緑の保全と創出に関する施策を、町民・町民団体・事業者の理解と協力を得ながら推進します。また、町が町民・町民団体・事業者の橋渡し役を担い、リーダーシップを発揮することで、各主体が連携した取組の促進を図るとともに、町民など他の主体が行う活動を支援するための体制づくりや制度の充実に努めます。
- ・公共施設の積極的な緑化や、雨水浸透機能等のグリーンインフラの導入についても検討します。

(2) 連携・協働の仕組みづくり

第5章で挙げた施策を実現していくうえでの方策を以下のとおりとします。

【公園の新たな利活用を促進する仕組み】

- ・神明公園については、「航空フィールドミュージアム構想」の一角として、他の施設と連携しながら、航空・宇宙面での特色をより強化していくことを目指しています。
- ・これに加え、地産地消など「食」への取組、野外における文化芸術活動、隣接する大山川の水辺空間を活かした環境学習なども含め、幅広い視点から多くの町民や来訪者が交流する機能を高めていく必要があります。
- ・こうしたことから、神明公園の利活用にあたり、民間企業のノウハウや創意工夫を活かすため、Park-PFI等の手法の導入を検討します。

【緑にかかわる多様な担い手をマッチングさせる仕組み】

- ・神明公園の利活用に際しては、多様な担い手の協働が想定され、その連携や調整のための情報共有や共同企画の立案が必要と考えられます。
- ・身近な公園、児童遊園のリニューアルや新たな利活用のほか、社寺林の維持、管理にあたつて地域住民がより楽しく参画できるための仕組みとして、さらに学校グラウンド等も含めて総合的に機能分担をしていくためにも、町内会や子ども会はじめコミュニティの組織や学校等の間で、情報共有が必要です。

【庁内の協働を促進する仕組み】

- ・都市公園、都市緑地や道路緑化を主管する産業・都市政策課、児童遊園を主管する福祉課、河川管理を主管する建設課をはじめ、教育、文化芸術、観光、農政等、庁内の多様な部署が協働して緑の体系を構築していくことが求められ、庁内でこうした部署が連携を図る仕組みを検討します。

2 計画の進捗管理

各施策を効果的に進めるためには、各施策の進捗状況や目標達成状況を把握し、問題点や不足があれば改善へとつなげていく必要があるため、PDCAサイクル（※）の考え方に基づく進行管理を行い、社会経済情勢や施策の進捗状況に応じて継続的に計画を改善することで、緑の将来像の実現を目指します。また、成果や達成状況については、広く町民に公開します。

※PDCAサイクル：計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）

図 PDCAサイクルの概念図

